

第3回西原町地域交通会議

## 改善案とその他の確保方策

# 1. 乗合タクシー改善案の概要

## (1) 改善案の概要

乗合タクシーの主目的である「通勤・通学」、「昼間の買物・趣味や娯楽等の活動」の移動手段を最低限確保しつつ、実証実験結果を踏まえて利用の少ない時間帯の運行本数を減らし、運賃収入（収入）と運行経費（支出）のバランスが合うように設定した運行形態の改善案は以下のとおりである。

なお、改善案の検討においては、3ヶ月間で最も利用者の多かった10月24日（金）の利用実績をもとに、運行時刻（本数）の設定及び収支の計算を行った。

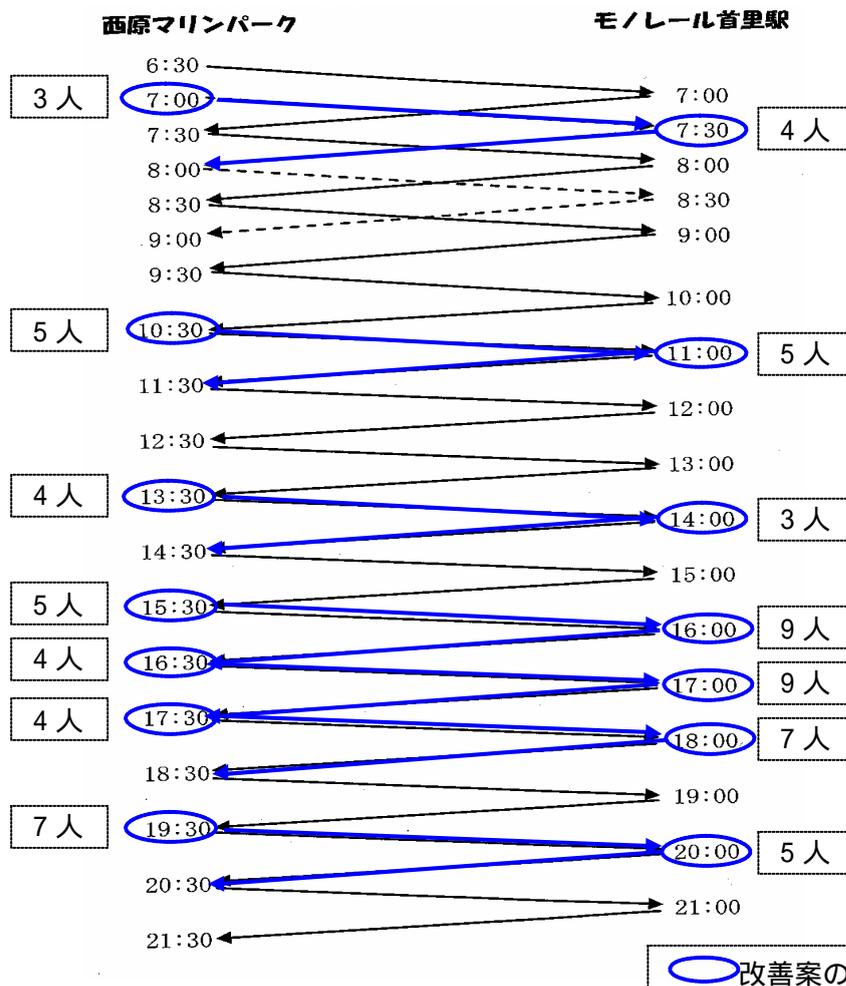
### 運行形態

運行本数：1日 15 往復 7 往復（内訳：朝の通学時間 1 往復、午前中 1 往復、午後 1 往復、下校時間 2 往復、夜 2 往復）

使用車両台数：2 台（小型バス、ジャンボタクシー） ジャンボタクシー1台

乗務員：4 人 2 人

### 【実証実験の運行時刻と改善案】



(2) 収支

? 収入

	内訳
運賃収入	(大人: 68人 × 200円) + (子ども: 6人 × 100円) = 14,200円 ・実証実験期間中に最も利用が多かった10月24日(金)の時間帯別利用者数をもとに算出
収入	14,200円

支出

項目	内訳
燃料費	$14.6? \times 110 \text{円} / ? = 1,606 \text{円}$ ・1日あたりの走行距離: (1往復 20km × 7往復) + (回送距離 3km × 2) = 146km ・1日あたり必要な燃料: 146km ÷ 10km / ? = 14.6? ・ジャンボタクシー燃費: 10km / ? ・ガソリン代: 110円 / ? 【財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センター、3月2日の全国平均値(沖縄県は 106.3円 / ?)】
人件費	$1,100 \text{円} \times 7 + 2 \text{時間} = 9,900 \text{円}$ ・1時間あたりの人件費 1,100円 ・1日あたりの走行時間: 1往復 1時間 × 7往復 = 7時間
維持費	5,000円
支出	16,506円

なお、改善案でも足りない運賃収入 2,306円(約 11人分)については、昼間の時間帯で利用が分散されていたものを、午前・午後の各 1便に集約するような利用転換を図ることで確保し、収支が合うようにしていく。

## 2 . 改善案以外の地域公共交通確保方策の検討

確保方策と利用対象者		確保する上での条件	運行形態	特徴
スクールバスの運行 (通学限定)		<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な時間帯：登校時 7時30分～8時00分 下校時 15時30分～16時30分</li> <li>運行日：学校のある平日のみの運行</li> <li>運行区間：池田ハイツ～安室入口(西原南小学校前)</li> <li>車両形態：小型のワンボックスカー (利用者見込み人数は、1回あたり9名以下であることから、需要は満たせる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登下校時間帯に地域(池田ハイツ、小波津団地)と西原南小学校間をスクールバスという形式で運行させる。</li> <li>教育の一環として運行させるため運賃は無料とし、経費は行政で負担する。</li> <li>使用する車両は小型のワンボックスカー(10名乗り)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者(児童・生徒)の運賃負担なし。</li> <li>運行経費は行政が負担。</li> </ul>
会員制(登録制)の乗合タクシー	通学	と同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>登下校の時間帯に、各地域(池田ハイツ、小波津団地)と西原南小学校間を会員制(登録制)の乗合タクシーという形式で運行させる。</li> <li>タクシー会社が運行させ、運行にかかる経費は基本的には運賃収入で賄う。</li> <li>運営が成り立つ形(利用者数)でのみ運行させる。</li> <li>使用する車両は小型のワンボックスカー(10名乗り)。</li> <li>会員制であることから、利用運賃は月会費(定額)という形で徴収する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>採算に合った運行。</li> <li>稼働率が上がる。</li> </ul>
	通勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な時間帯：通勤時 6時30分～8時30分 帰宅時 17時00分～21時00分</li> <li>運行日：仕事のある平日のみの運行</li> <li>運行区間：西原マリパーク～モノレール首里駅前 (必要最低限の停留所 西原マリパーク、西原町役場前、小波津団地、池田ハイツ、モノレール首里駅前)</li> <li>車両形態：小型のワンボックスカー (利用者見込み人数は、1回あたり9名以下であることから、需要は満たせる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤時間帯限定で、会員制(登録制)の乗合タクシーという形式で運行させる。</li> <li>タクシー会社が運行させ、運行にかかる経費は基本的には運賃収入で賄う。</li> <li>運営が成り立つ形(利用者数)でのみ運行させる。</li> <li>使用する車両は小型のワンボックスカー(10名乗り)。</li> <li>会員制であることから、利用運賃は月会費(定額)という形で徴収する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>採算に合った運行。</li> <li>稼働率が上がる。</li> </ul>
	買物、趣味や娯楽等の活動による移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な時間帯：昼間9時00分～17時00分 (集中した利用がないため)</li> <li>運行日：平日のみの運行(休日利用が少ないため)</li> <li>運行区間：西原マリパーク～モノレール首里駅前 (必要最低限の停留所 西原マリパーク、西原町役場前、小波津団地、池田ハイツ、モノレール首里駅前)</li> <li>車両形態：小型のワンボックスカー (利用者見込み人数は、1回あたり9名以下であることから、需要は満たせる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昼間(9時～17時の間)の時間帯限定で、会員制(登録制)の乗合タクシーという形式で運行させる。</li> <li>タクシー会社が運行させ、運行にかかる経費は基本的には運賃収入で賄う。</li> <li>運営が成り立つ形(利用者数)でのみ運行させる。</li> <li>使用する車両は小型のワンボックスカー(10名乗り)。</li> <li>会員制であることから、利用運賃は月会費(定額)という形で徴収する。</li> </ul>	
自治会所有車両による運行 (通学限定)		と同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>登下校の時間帯に、各地域(池田ハイツ、小波津団地)と西原南小学校間を運行させる。</li> <li>行政で購入した車両を各自治会に設置し、日常の運行及び維持管理は地域で行う(利用者又は地域の負担により)。</li> <li>使用する車両は小型のワンボックスカー(10名乗り)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者(児童・生徒)の運賃負担なし。</li> <li>行政が車両のみ購入。</li> </ul>
有償運送事業者による運行 (通学限定)		と同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>の運行形態のものを、有償運送事業(介護・福祉等)を行っている団体・企業・NPO等が運行させる。</li> </ul>	